

移住促進PR事業仕様書

本仕様書は、登別市（以下「市」という。）が実施する「移住促進PR事業」（以下「事業」という。）に係る委託先の選定に関し、市が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する最低限の仕様を企画提案コンペに参加しようとする者に示すものである。

なお、提案コンペ方式を採用し、自由提案を求めるものであるが、すべて委託料の範囲内で実施することとする。

1. 事業の概要

(1) 趣旨

移住体験事業「ちょっと暮らし」のPRを切り口に、市への完全移住、二地域居住、シーズステイ等を促すことで、定住人口・交流人口の増加を図ることを目的に、本市の魅力をもとに盛り込んだ移住ポータルサイトを通じて移住・起業に係る道内外住民へのPRを実施する。

(2) 委託件名 移住促進PR

(3) 委託期間 契約締結の日から平成29年3月15日（水）まで

(4) 委託料の上限額 1,000千円

2. 業務内容

本業務内容は、本事業の企画にあたり最低限遵守していただく仕様となるため、この仕様を上回る水準の企画提案を妨げるものではなく、その提案が本市において魅力あるものである場合は、選考時の評価において加点することとなる。

(1) 移住ポータルサイト制作及び公開サーバーの提供

移住に関する情報提供を通じて広く市の魅力を発信することを想定する。道外居住者に対しては、良好なビジネス環境を伝え起業や就業を促すことで完全移住に結びつけ、道内居住者に対しては、降雪量が少なく温暖な気候であり、冬の生活が快適であることを訴求する等、道内外の居住者に本市が移住・定住の地として魅力あるまちであることを的確に伝える内容とする。

① サイト名及びサイトロゴ

移住ポータルサイトの関心を高め、サイト全体のコンセプトを表現するため移住パンフレット「登別スタイル暮らし」のロゴをサイト内に効果的に配置する。

なお、受託者が独自のサイト名及びサイトロゴを提案することを妨げない。

② コンテンツ及び掲載要素

本市への完全移住を見据えた事業であるため、観光都市としての本市の魅力はもとより、本市で生活することの魅力を十分に盛り込んだものとする。

【想定される掲載項目】 移住パンフレット「登別スタイル暮らし」を参照

③ 制作全般について

サイト構築において必要なページデザイン及びテキスト並びにコーディング。

なお、移住パンフレットに掲載されていない事項に係る取材及び文書作成は市が行うものとする。

④ 著作権・肖像権等について

著作権及び肖像権の使用承諾について受託者が行うものとする。

なお、商品名、事業者名については市と協議の上で掲載するものとする。

⑤ 公開サーバーの提供

移住ポータルサイトの運用に必要な公開サーバーの提供を行うものとする。

⑥ J P ドメインの取得及び利用

当該ポータルサイト独自の J P ドメインを取得し、公開日より 3 年間の利用を保証すること。

⑦ 画像の使用

移住ポータルサイトの制作に必要な画像は市が手配することとするが事前に協議を行うこと。

但し、市が所有していない画像を使用する場合は受託者の手配とする。

⑧ 動画の取り込み

本市が公開している動画あったかいまち『のぼりべつ』noboribetsu-life.com を構築サイトに取り込むこと。

⑨ ブラウザの適合について

主要なブラウザでのサイト閲覧に対応し、正常に閲覧が可能であること。

※提案書に適合するブラウザを明記すること。

⑩ 各種端末への対応について

パソコンだけでなく、スマートフォンでの閲覧に対応すること。

⑪ 運用時のサイト編集について

サイトのソースを取得し、市職員による編集を可能とすること。

なお、トピックスについては容易に編集できるよう配慮することが望ましい。

⑫ 留意事項

ア 本事業の成果物に係る権利は、事業実施者等が従前権利を有していたものを除き、原則として市に帰属するものとし、市の求めがあれば、当該ポータルサイトのデータの即時引き渡しに応じるものとする。

なお、権利の所有に関わらず、市は成果物の加工及び二次利用をできるものとする。

イ 画像素材等の権利処理など、利用に際し公開日から 3 か年は受託者の費用負担とする。

ウ 成果物は期間の定めなく利用できるものとする。

エ 本事業の実施に必要な各種法令や条例等に基づいた各種認可手続きについては、公開日より 3 か年は受託者が代行するものとする。

また、各種認可手続きに必要となる手数料等の経費については、当該委託料に含むこととする。

(2) 効果の測定

アクセスログの情報を市が随時閲覧可能にし、サイトアクセスの状況を把握できるようにすること。

(3) 本仕様書における絶対条件

本事業は提案コンペ方式により実施するため、留意事項を除き、提案者に多くの裁量を持たせるものであるが、本仕様書に記載の項目については絶対条件とし変更を認めない。

3. その他

(1) 成果品の納入場所

登別市総務部企画調整グループ

〒059-8701 北海道登別市中央町6丁目11番地

(2) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として取扱い、目的外の利用、第三者への開示、漏えいをしてはならない。

なお、契約終了後も同様とする。

(3) 個人情報の取扱い

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、登別市個人情報保護条例（平成10年3月27日条例第2号）を順守しなければならない。

(4) 法令順守

業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを順守し、遺漏の無いよう対応すること。

(5) その他

本仕様書は、提案コンペにあたり最低限実施すべき業務内容について示すものであるが、仕様書に記載のない事項であっても、業務の性質上、当然実施しなければならないもの及び業務の遂行に必要な事項はすべて受託者により実施するものとする。

また、いかなる理由があっても委託料の上限を超えないものとする。